

ポーランド政治・経済・社会情勢

(2021年4月1日～2021年4月7日)

令和3年(2021年)4月9日

H	E	A	D	L	I	N	E	S
<p>政治</p> <p>ドゥダ大統領による最高裁判所法改正法への署名 新型コロナウイルス感染症に関する国内制限措置の延長 モラヴィエツキ首相のハンガリー訪問 ポーランド軍部隊指揮官、汚職容疑で逮捕 ドゥダ大統領とアブドゥラー2世・ヨルダン国王との電話会談</p>								お問い合わせ先 大使館領事部 電話 22 696 5005 「X」 5006 各種証明書 在外投票、旅券、戸籍・国籍関係の届出についてもどうぞ。 お願い3か月以上滞在される場合、在留届を大使館に提出してください。大規模な事故・災害等が発生した場合、所在確認・救援の根拠となります。
<p>治安等</p> <p>個人の銃保有数が増加 ワルシャワ・シヨパン空港着の航空機で爆発物騒ぎ 一部の規制違反の罰金額変更にかかる報道</p>								
<p>経済</p> <p>モラヴィエツキ首相、危機対策パッケージの継続・対象拡大を発表 金融政策委員会の決定 スタンダード・アンド・プアーズによるポーランドの格付け ポーランド企業、自動車用バッテリーリサイクル施設を建設 中国による投資関連動向 石炭関連動向 使い捨てプラスチック製品を禁止する法案を提出 ポーランド気候・環境副大臣と韓国産業通商資源部次官との会談</p>								
<p>大使館からのお知らせ</p> <p>長期滞在を目的にシェンゲン協定域内国に渡航する際の注意 欧州でのテロ等に対する注意喚起 「たびレジ」への登録のお願い 新型コロナウイルス感染症に関する注意喚起 マイナンバーカード取得のお願い 年金受給者の現況届提出について 大使館広報文化センター開館時間(10月26日(月)より、当面の間入館を一時見合わせ) 文化行事・大使館関連行事</p>								
<p>在ポーランド日本国大使館 ul. Szwoleżerów 8, 00-464 Warszawa Tel:+48 22 696 5000 http://www.pl.emb-japan.go.jp</p>								

政 治

内 政

ドゥダ大統領による最高裁判所法改正法への署名

【1日】

1日、ドゥダ大統領は、最高裁判所法改正法への署名を行った。同法では、現行法の施行日(2018年4月3日)前に現行憲法下で下された判決に対する特別抗告の期限を3年延長し、2024年4月3日ま

で実施可能としている。また、最高裁判所各部長官の選出に必要な定足数を最低で全裁判官の3分の1とし、それでも選出が実現しない場合は、大統領が長官代行を指名することができる。上院は、改正法の内容を特別抗告の期限延長のみに限定し、それ以外の内容を削除する修正案を可決して下院に再

送付したが、下院が同修正案を退け、大統領に再可決した法案を送付していた。

新型コロナウイルス感染症に関する国内制限措置の延長【7日】

7日、ニエジェルス保健大臣が記者会見を行い、

9日までとされていた新型コロナウイルス感染症(COVID-19)の感染拡大に伴う現在の全国的な制限措置を4月18日まで延長すると発表した。同大臣は、現在国内の感染の90%を英国型の変異株が占めているとし、南ア型及びブラジル型の個別の感染事例も確認されていると述べた。

外交・安全保障

モラヴィエツキ首相のハンガリー訪問【1日】

1日、モラヴィエツキ首相は、ハンガリーのブダペストを訪問し、オルバーン・ハンガリー首相、イタリアの右派政党「同盟」のサルヴィーニ書記長と会談を行い、トランス・アトランティック関係の重要性、国家主権を尊重したEUの統合深化、伝統的なキリスト教的価値観の保護について確認した。モラヴィエツキ首相は、我々は拠りどころとなる欧州の価値のルネサンス(復興)が必要であると強調し、オルバーン首相は、この目標に向けてポーランドの「法と正義」(PiS)、ハンガリーの「フィデス」、イタリアの「同盟」が協力していくと述べた。また、オルバーン首相は、同会合において、同首相が率いる「フィデス」が欧州人民党(EPP)から離脱した後の欧州議会における新たな右派グループの結成についても議論したと明らかにした。さらに、三者は、5月にワルシャワで再度会合を行い、議論を継続していくことで合意した。

ポーランド軍部隊指揮官、汚職容疑で逮捕【6日】

クラクフに所在する第6指揮大隊の兵士2名がポーランド軍兵士の募集に関連する汚職容疑で3月

末日に逮捕された。うち一名は同大隊指揮官であり10年の懲役、もう一名の兵士は8年の懲役に処せられるとされている。

ドゥダ大統領とアブドゥラー2世・ヨルダン国王との電話会談【7日】

7日、ドゥダ大統領は、アブドゥラー2世・ヨルダン国王と電話会談を実施した。ドゥダ大統領は、4月11日にヨルダンが建国100周年を迎えることについて祝意を述べた。また、両首脳は、新型コロナウイルス感染症のパンデミックが収束し、活発な二国間の往来を再開することへの希望を表明した。アブドゥラー2世国王は、できるだけワルシャワを公式に訪問する意思を表明した。

両首脳は、中東の安全保障状況についても議論し、二国間の軍事協力とイスラム国(IS)に対するグローバル連合の活動における共同参加の重要性を確認した。ドゥダ大統領は、2016年からヨルダンに駐在しているポーランド軍に対するヨルダン側のホスピタリティに対して謝意を述べたほか、両首脳は、中東和平の見通しについても意見交換した。

治 安 等

個人の銃保有数が増加【2日】

国家警察本部によると、2020年末時点において約588,000丁の銃器が個人所有として登録されており、2015年時点の約391,000丁から約2倍になった。所有目的別に見ると、2020年の間で最も多く増えたのは収集目的で約14,900丁、次いでスポーツ目的の約13,800丁であった。他方、銃器所持免許については、2020年末時点で合計234,900件であった。ジェチポスポリタ紙は、増加原因の1つとして経済成長を挙げたほか、実際に銃器を所持している人数について、目的別に複数の免許を所有している人がいることを考慮すると、170,000名に満たないだろうと指摘した。

ワルシャワ・ショパン空港着の航空機で爆発物騒ぎ【4日】

4日夕方、ワルシャワ・ショパン空港職員が、飛行機1機に爆発物があるかもしれないという匿名の情

報に接し、爆発物が搭載されている可能性がある飛行機の乗客・乗員100名以上が一時的に待避した。同飛行機はイスタンブールを出発したターキッシュ・エアラインズ(旧トルコ航空)の飛行機で、同日18時頃、ショパン空港に着陸した。着陸後、数時間にわたる検査が行われたが、爆発物や危険物などは発見されなかった。

一部の規制違反の罰金額変更にかかる報道【6日】

各種報道機関は、一部の規則違反にかかる罰金額が10日から変更されること、例えば、動物の散歩中における監督を怠った際に科せられる罰金が最大50ズロチから250ズロチに引き上げられるなどと報じた。特に、人間の生命の脅威となり得る動物の場合は、最大500ズロチの罰金が科せられる可能性があるという。このほか、車内の衛生状況を管理しなかった運送業者や未成年にタバコを販売した者などにかかる罰金額も変更されることである。

経 済

経済政策

モラヴィエツキ首相、危機対策パッケージの継続・対象拡大を発表【1日】

1日、モラヴィエツキ首相及びゴヴィン副首相兼開発・労働・技術大臣は記者会見を行い、新型コロナウイルス感染症に対する「危機対策パッケージ」を引き続き実施するとともに、美容産業や家電・スポーツ用品・家具等の販売店等、新たに16部門の産業セクターまで支援対象を拡大すると発表した。雇用の保護と企業家への支援のため、第2四半期に総額300億ズロチを割り当てる予定であるという。

金融政策委員会の決定【7日】

7日、金融政策委員会は、政策金利を0.1%に据え置くことを決定した。発表において、同委員会は、中央統計局(GUS)の速報値によると、3月の物価上昇率は対前年同月比3.2%増に上昇したが、これは国際市場における原油価格高騰や電気料金及び廃棄物処理価格の上昇など、金融政策とは独立した要因によるものであるとした。また、公債の継続的な買入れ、金融緩和政策の効果向上にかかる為替市場への介入の可能性についても言及した。

マクロ経済動向・統計

スタンダード・アンド・プアーズによるポーランドの格付け【3日】

格付け機関のスタンダード・アンド・プアーズは、ポーランドの外貨建て長期信用格付けを「A-」に据え置き、見通しは「安定的」とした。発表において、同

社は、新型コロナウイルス感染症による負の影響がポーランドの経済成長を阻害し、2020年のGDP成長率はマイナス2.7%となったが、それでも同国の経済状況は、このような好ましくない環境に対して予想以上に強靱性を有していることを示したと言及した。

ポーランド産業動向

ポーランド企業、自動車用バッテリーリサイクル施設を建設【7日】

ポーランドのエレメンタルホールディング社は、電気自動車の急速な普及に対応するため、EU初となる自動車のバッテリーや金属を含む廃棄物をリサイクルする施設を建設する(欧州復興開発銀行(EBRD)から最大2,500万ユーロ融資)。同社は、白金族金属や電気系廃棄物の回収・リサイクルを行う企業で、世界的に事業を展開している。

ポーランド経済研究所(PIE)によれば、2020年における中国によるポーランドへの投資プロジェクトの総額は約10億ドル(8,400万ユーロ)と見積もられている。EU諸国の中で、ポーランドより中国の投資が多いのはドイツとフランスだけであるという。PIEによれば、中国がポーランドで行った投資活動のほとんどは、物流関連であるとされている。PIEによると、中国の欧州への投資総額は75億ドル(63.1億ユーロ)であり、前年比で44%減とのことである。

中国による投資関連動向【8日】

エネルギー・環境

石炭関連動向【1日】

ポーランド産業開発庁(APR)の報告によれば、ポーランドの鉱山の2021年2月における石炭の売上げは、470万トンであり、前月の432万トン、前年同月の418万トンから増加した。石炭の産出量について、2021年2月は460万トンとなっており、前月の444万トンよりも増加したが、前年同月の496万トンよりは減少している。石炭の在庫は、2021年2月には、前月の618万トン、前年同月の708万トンから600万トンに減少した。ポーランドの電力業界向けの石炭の価格は、2021年2月には前月比で0.8%上昇し、暖房用石炭の価格は3%上昇したとされる。これらの価格は前年同月比でそれぞれ3.1%、1.7%下落したとされている。

使い捨てプラスチック製品を禁止する法案を提出【1日】

1日、気候・環境省は、EU指令に基づき、使い捨てプラスチック製品を禁止する法案を提出した。当該法案には、綿棒、プラスチック製の皿、ストロー、発泡スチロール製の食品箱やカップなどの使い捨てプラスチック製品販売の全面的禁止が盛り込まれている(既に販売されているものは対象外)。また、これらの対策にかかる費用は、消費者が負担することになる。プラスチック製のカップなど1個につき1ズロチまでの手数料を導入することで、消費者がより環境に優しい代替品を選ぶようになることが期待されている。

ポーランド気候・環境副大臣と韓国産業通商資源部次官との会談【7日】

7日、ポーランド気候・環境副大臣と韓国産業通商資源部次官との会談が実施された。主な議題はポーランドにおける原子力発電所建設計画と水素開発協力であった。原子力発電所建設計画について、ポーランド側から同建設には、技術提供から資

金調達、プロジェクト全体の共同責任まで、全ての段階で関与してくれるパートナーを探していることが強調され、韓国側は当該計画に参加する意思を表明した。さらに、両者は原子力、水素、電気自動車に関する協議を継続する意思を表明した。

大使館からのお知らせ**長期滞在を目的にシェンゲン協定域内国に渡航する際の注意**

最近、ドイツ以外のシェンゲン協定域内国に長期滞在を目的と申告した邦人が、経由地であるドイツでシェンゲン協定域内への入国審査を受ける際に入国管理当局から(1)最終滞在予定国の有効な滞在許可証、(2)ドイツ滞在法第4条のカテゴリーD査証(ナショナル・ビザ)、又は(3)同D査証に相当する滞在予定国の長期滞在査証の提示を求められ、これを所持していないために入国を拒否される事例が発生しております。

このため、現地に到着してからの滞在許可証取得を予定し、最初にドイツ入国を予定している場合には、注意が必要です。

ドイツ以外の国では同様の事例は発生しておりませんが、シェンゲン協定域内国での長期滞在を目的に渡航する場合には、滞在国及び経由国の入国審査、滞在許可制度の詳細につき、各国の政府観光局、我が国に存在する各国の大使館等に問い合わせるなどし、事前に確認するようにしてください。詳しくは下記リンク先を御覧ください。

http://www.anzen.mofa.go.jp/c_info/oshirase_schengen_2.html

(注):シェンゲン協定とは、シェンゲン協定加盟国の域外から同加盟国域内に入る場合、最初に入域する国において入国審査が行われ、その後のシェンゲン協定域内の移動においては原則として入国審査が行われないといった協定です。

○シェンゲン協定域内国(2020年6月現在):26か国

アイスランド、イタリア、エストニア、オーストリア、オランダ、ギリシャ、スイス、スウェーデン、スペイン、スロバキア、スロベニア、チェコ、デンマーク、ドイツ、ノルウェー、ハンガリー、フィンランド、フランス、ベルギー、ポーランド、ポルトガル、マルタ、ラトビア、リトアニア、ルクセンブルク、リヒテンシュタイン

欧州でのテロ等に対する注意喚起

欧州では、「イラク・レバントのイスラム国」(ISIL)の台頭以降、一般市民等のソフトターゲットを標的としたテロが相次いで発生しており、今後も更なるテロの発生が懸念されます。

観光客やイベント等を標的とするテロに警戒する必要があることに加え、イベント等の警備のため手薄となった他の都市でのテロの実行も懸念されます。以上を踏まえ、以下のテロ対策をお願いします。

(1)外務省が発出する海外安全情報及び現地報道等で最新の治安情勢等の関連情報の入手に努めるとともに、日頃から注意を怠らないようにする。

(2)以下の場所がテロの標的となりやすいことを十分認識する。

観光施設、観光地周辺の道路、記念日・祝祭日等のイベント会場、レストラン、ホテル、ショッピングモール、スーパーマーケット、ナイトクラブ、映画館等人が多く集まる施設、教会・モスク等宗教関係施設、公共交通機関、政府関連施設(特に軍、警察、治安関係施設)等。

(3)上記(2)の場所を訪れる際には、周囲の状況に注意を払い、不審な人物や状況を察知したら速やかにその場を離れる、できるだけ滞在時間を短くする等の注意に加え、その場の状況に応じた安全確保に十分注意を払う。

(4)現地当局の指示があればそれに従う。特にテロに遭遇してしまった場合には、警察官等の指示をよく聞き冷静に行動するように努める。

(5)不測の事態の発生を念頭に、訪問先の出入口や非常口、避難の際の経路、隠れられる場所等についてあらかじめ入念に確認する。

詳しくは下記リンク先を御覧ください。

<http://www.anzen.mofa.go.jp/>

「在留届」の提出及び「たびレジ」への登録のお願い

3か月以上海外に滞在する方は在留届の提出を、3か月未満の場合は「たびレジ」への登録を必ず実施してください。共にオンラインでの提出・登録が可能です。渡航先の最新安全情報や、緊急時の大使館又は総領事館からの連絡を受け取ることができます。また、家族や友人、職場等に日程や渡航先での連絡先を伝えておくようにしてください。

また、「在留届」をご提出いただいた方におかれましては、ご帰国やお引越、ご提出いただいた記載内容に変更があった場合には、「変更届」や「帰国・転出届」の提出をお忘れなくお手続き下さい。

下記リンク先から「在留届」の提出及び「たびレジ」に登録することができます。

(在留届) <https://www.ezairyu.mofa.go.jp/RRnet/index.html>

(たびレジ) <https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/>

新型コロナウイルス感染症に関する注意喚起

新型コロナウイルス感染症(COVID-19)の感染が世界各地で報告されており、感染が報告された国々に渡航していた方を介して、感染が更に拡大する可能性があります。

ポーランドでも2020年3月4日に国内で初の同ウイルス感染者が認められて以降、感染者の増加が続いており、同3月20日には、感染事態が宣言されました。同10月24日からポーランド全地域において、全ての公共の場でマスク等を着用して口及び鼻を覆う義務が生じているほか、公共交通機関では搭乗できる人数が制限され、商店等ではソーシャル・ディスタンスを取ることとなっています。幼稚園、保育園の活動に制限がありますが、各園で対応が異なりますので、詳細は幼稚園、保育園に個別に御照会ください。2021年2月27日から、公共の場で口及び鼻を覆う際は、マスクのみが認められ、スカーフやマフラー、フェイスガード等で口などを覆うことは認められなくなっています。また、同3月20日から4月9日までの間、ポーランド全域において商業施設やショッピング・モールなどが閉鎖されるなど、防疫措置が再び強化されました。さらに同月27日から4月9日までの間には、大規模家具店や美容室、幼稚園・保育園も閉鎖されます。

今措置については、国家警察本部が同義務を履行しない者に対する取締りを厳しく行うと発表していますので、御注意ください。

最新情報を収集すると共に、手洗いうがいの励行、咳や発熱が認められる人に安易に近づかない等、感染予防に努めてください。

また、同ウイルスの感染拡大に伴い、東洋人に対する風評被害が発生しているとの情報もあるところ、ポーランド国内で被害に遭われた場合は、発生場所、日時等を含む可能な限り詳細な情報を当館領事部に提供いただくようお願いいたします。

外務省は本件に関し、広域情報を発出いたしました。在留届を提出した方及び「たびレジ」へ登録している方には既にメールが配信されております。最新情報は、下記リンク先で御確認ください。

<https://www.anzen.mofa.go.jp/>

領事部連絡先

Eメール: cons@wr.mofa.go.jp

電話番号: 22-696-5005(受付時間: 月～金曜日 9:00～12:30、13:30～17:00)

マイナンバーカード取得のお願い

マイナンバーカードは、安全・安心で利便性の高いデジタル社会の基盤で、多様化・拡大する様々な手続き・サービスを個人が広く利用できるようにするために不可欠な本人確認ツールです。

マイナンバーカードは、マイナンバーが記載された顔写真入り・ICチップ付きのカードで、役所に行かなくても日本国内のコンビニエンスストアで住民票の写しや課税証明書など各種の証明書を取得できるなど様々な利点があり、2021年3月からは健康保険証としても使えるようになる予定です。

現時点では、日本国内に住民登録のない海外居住者は、マイナンバーカード及び電子証明書を取得・利用することはできませんが、令和6年中に海外居住者もマイナンバーカード等の利用・取得・更新ができるようになる見込みで、現在、在外公館におけるマイナンバーカードの交付等の方法も検討されています。

マイナンバーカードの交付手数料は無料です。今後は、市区町村の申請窓口が混み合うことが予想されますので、帰国後速やかに取得申請を行って頂くよう、お願い申し上げます。

年金受給者の現況届提出について

海外に居住している年金受給者は、年金の支給を引き続き受けるために、毎年、現況届に在留証明書等の生存確認ができる書類を添えて、日本年金機構(以下「機構」という。)へ提出いただく必要があります。しかし、新型コロナウイルス感染症(COVID-19)の影響によって郵便の受付が停止されている海外の国・地域に居

住する年金受給者については、提出期限までに現況届を機構に提出することや機構から現況届様式を送付することができなくなっています。

このため、郵便の受付が停止されている海外の国・地域に居住する年金受給者（提出期限が令和2年2月末日以降である者）については、それぞれの国・地域において郵便の受付が再開された3か月後までの間は、現況届の提出がなくても年金の支払いを継続する取扱いになりました。詳細については、下記リンク先を御確認いただくか、日本年金機構のねんきんダイヤルにお問い合わせください。

ねんきんダイヤル：（81）3-6700-1165

<https://www.nenkin.go.jp/oshirase/taisetu/2020/202006/2020061001.html>

【お知らせ】大使館広報文化センター開館時間（当面の間、入館を見合わせ中）

平日 9:00 - 12:30、13:30 - 17:00

※新型コロナウイルス感染症（COVID-19）を巡る状況を受け、当面の間入館を見合わせております。電話・メールでの対応は通常どおり、上記の時間帯で行います。御理解の程、宜しく願いいたします。

問合せ先：在ポーランド日本大使館広報文化センター（電話：22-584-7300、Eメール：info-cul@wr.mofa.go.jp、住所：Al. Ujazdowskie 51、Warszawa）

文化行事・大使館関連行事

【休止】 展覧会「Paradise 101」【2月2日～5月16日】

（新型コロナウイルス感染症に係る規制措置のため、本イベントは休止となっております。）

クラクフの日本美術技術博物館Mangghaにて、展覧会「Paradise 101」が開催されます。ポーランドの写真家アーティスト、ヴォイチェフ・ヴィエテスカ(Wojciech Wieteska)によって撮影された、日本の平成時代の社会における変化を表現した写真展です。入場は有料です。

開催場所：Muzeum Sztuki i Techniki Japońskiej Manggha (Marii Konopnickiej 26, 30-302 Kraków)

詳細：<https://manggha.pl/wystawa/paradise-101>

【休止】 展覧会「アイヌの世界 ブロニスワフ・ピウスツキから萱野茂にかけて」【3月12日～8月29日】

（新型コロナウイルス感染症に係る規制措置のため、本イベントは休止となっております。）

ワルシャワのアジア太平洋博物館にて、展覧会「アイヌの世界 ブロニスワフ・ピウスツキから萱野茂にかけて」が開催されます。アイヌ文化及びブロニスワフ・ピウスツキ、萱野茂の研究を紹介する展覧会です。入場は有料です。

開催場所：Muzeum Azji i Pacyfiku im. Andrzeja Wawrzyniaka, Solec 24, 00-403 Warszawa

詳細：<https://www.muzeumazji.pl/en/temporary-exhibition/the-world-of-the-ainu-from-bronislav-pilsudski-to-shigeru-kayano/>

【予定】 参議院議員補欠選挙・再選挙に伴う在外選挙の実施【4月10日（土）】

参議院長野県選出議員の補欠選挙及び参議院広島県選出議員の再選挙に伴う在外選挙が実施されます。本選挙においては、長野県の市町村の在外選挙人名簿に登録されている在外選挙人証をお持ちの方、または広島県の市町村の在外選挙人名簿に登録されている在外選挙人証をお持ちの方が投票することができます。投票方法としては、「在外公館投票」、「郵便等投票」、「日本国内における投票」のいずれかを選択して投票することができます。当館では在外公館投票を4月10日（土）午前9時30分から午後5時まで実施します。なお、衆議院北海道第2区選出議員の補欠選挙に伴う在外選挙については、同区の有権者がいないため、当館では在外公館投票を実施いたしません。詳細は、以下のリンクをご参照ください。

詳細：<https://www.pl.emb-japan.go.jp/files/100160048.pdf>（参議院議員補欠選挙・再選挙）

<https://www.pl.emb-japan.go.jp/files/100160044.pdf>（衆議院議員補欠選挙）

本資料は、ポーランドの政治・社会情勢を中心に、各種報道をとりまとめたものです。報道をベースにしておりますので、記載事項の信頼性については責任を負いかねます。

記載事項は在ポーランド日本国大使館の見解を示すものではなく、特定の団体・個人の利益を代表するものではありません。

皆様からの情報提供をお待ちしています

大使館では、読者の皆様に幅広くポーランドの情報をお伝えするため、皆様からの情報をお待ちしています。社会・生活情報やお勧めのイベント、困ったことなど、皆様に伝えたいと思われる情報があれば、下記のアドレスまで御連絡ください。(営利目的など、内容によっては対応できかねる場合もありますので御了承ください。)

【お問い合わせ・配信登録】

本資料は、ポーランドに関心のある方であれば誰でも受け取ることができます。「新たに配信を受けたい」、「送付先Eメールアドレスを変更したい」、「配信を停止したい」等の依頼につきましては、下記のEメールアドレスまで御連絡ください。大使館ウェブサイト(http://www.pl.emb-japan.go.jp/index_j.htm)も併せて御覧ください。

本資料に関する問い合わせ Eメールアドレス(newsmail@wr.mofa.go.jp)